

# 三原市建設工事入札参加資格審査に係る主観的事 項審査要綱

平成 28 年 10 月 31 日

要 綱 第 1 0 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、三原市建設工事入札参加資格の一層の適正化を確保するため、指名業者等選定基準要綱（平成 17 年三原市要綱第 195 号。以下「基準要綱」という。）に定めるもののほか、各事業者を独自の基準により評価する主観的事項の算出点数（以下「主観点数」という。）の審査及び認定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 主観点数の審査の対象者は、三原市指名競争入札参加資格者名簿に登録する事業所のうち、三原市の区域内の住所を有するものとする。

(審査)

第 3 条 主観点数の審査は、業種ごとに別表第 1 及び別表第 2 の審査時期の欄に掲げる時期に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時審査を行うものとする。

2 入札参加資格審査を受けようとする者は、三原市建設工事入札参加資格主観的事項審査申請書（別記様式）に、指定する書類を添えて提出するものとする。

(主観点数の評価方法)

第 4 条 主観点数は、別表第 1 及び別表第 2 の評価項目の欄に掲げる項目ごとに定める同表の評価基準の欄により算出した数値により評価及び審査するものとする。

(認定)

第 5 条 主観点数の認定に当たっては、三原市建設業者選定審査会規程（平成 17 年三原市訓令第 41 号）第 1 条に規定する審査会（以下「審査会」という。）の決定を経なければならない。

2 認定した主観点数の有効期間は、別表第 1 及び別表第 2 の有効期間の欄に掲げる期間とする。

(公表)

第 6 条 市長は、審査等の結果を公表しないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、主観点数の審査、認定等について必要な事項は、その都度市長が、三原市入札制度等改善検討委員会の意見を聴いて定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日三原市要綱第92号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに入札参加資格の審査を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年11月1日三原市要綱第175号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条，第4条，第5条関係）

実績に基づき評価する項目（申請の有無に関わらず評価する）

評価項目	評価基準	審査時期	有効期間
<p>(1) 工事成績                      評価                      （上限なし                      工種ごとに適                      用）</p>	<p>主観的事項審査登録年度の前2年                      度間に完了検査した工事で，次の算                      式により算出した数値の合計点数                      ア 評定点80点以上：(10点)×該                      当工事件数                      イ 評定点78点以上80点未満：                      (5点)×該当工事件数                      ウ 評定点75点以上78点未満：                      (3点)×該当工事件数                      エ 評定点70点以上75点未満                      (1点)×該当工事件数                      オ 評定点60点以上70点未満：                      (0点)×該当工事件数                      カ 評定点60点未満：(-5点)×                      該当工事件数</p>	<p>2年に1回行う                      競争入札参加資                      格審査の定期審                      査と併せて実績                      に基づいて審査                      する。ただし，入                      札参加資格を追                      加申請した者に                      ついては，追加申                      請の都度審査す                      るものとする。</p>	<p>競争入札参                      加資格の有                      効期間</p>
<p>(2) 指名除外                      等                      （上限なし                      アは全工種に                      適用，イ及び                      ウは該当工種                      のみに適用）</p>	<p>主観的事項審査登録年度の前2年                      度間に決定した指名除外等につい                      て，次の算式により算出した数値の                      合計点数                      ア 指名除外：(-5点)×指名除外の                      期間月数                      イ 文書注意：(-3点)×文書注意                      を受けた回数                      ウ 口頭注意：(-1点)×口頭注意                      を受けた回数                      ただし，審査会での審査を経なければ                      ならない。</p>		
<p>(3) 災害協力</p>	<p>ア 申請日現在，災害応急対策協力</p>		

<p>等 (全工種に適用)</p>	<p>業者である場合は、3点とする。 イ 三原市と防災協力協定、大規模災害発生時における三原市公共施設の応急工事等の実施に関する協定又は災害時における三原市公共施設の電気設備等の応急対策に関する協定のいずれかに加入している事業者である場合は3点とする。</p>		
-----------------------	--	--	--

別表2 (第3条, 第4条, 第5条関係)

申請に基づいて審査する項目 ((1)~(5)は全工種に適用)

評価項目	評価基準	審査時期	有効期間
<p>(1) ISO (国際標準化機構による国際規格をいう。以下同じ。) 認証取得</p>	<p>申請日現在, ISO 9000シリーズを認証取得している場合は1点, ISO 14000シリーズを認証取得している場合は, 1点とする。ただし, 営業所等で申請する場合は, 当該営業所等が認証範囲に含まれること。</p>	<p>2年に1回行う競争入札参加資格審査の定期審査と併せて申請に基づいて審査する。ただし, 入札参加資格の追加申請をした者</p>	<p>競争入札参加資格の有効期間</p>
<p>(2) 障害者の雇用</p>	<p>申請日直前の6月1日現在, 障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号) に基づく障害者の雇用義務を達成し, 同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告をしている場合は, 1点とし, 申請日現在, 同法に基づく報告義務のない事業者で身体障害者又は知的障害者である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は, 1点とする。</p>	<p>については, 追加申請の都度審査するものとする。</p>	
<p>(3) 少子化対策</p>	<p>常時雇用従業員数が101人以上の事業者で, 申請日現在において次</p>		

	<p>世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条第 1 項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ている場合は、1 点、同項に規定する計画の策定義務がない事業者が自主的に計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ている場合は、1 点とする。</p>		
<p>(4) 若年労働者の雇用推進及び女性活躍推進</p>	<p>申請日現在、40 歳未満の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号ハに該当する者又は監理技術者資格者証を有する者（以下「有資格者」という。）を技術職員として正規雇用している場合は、1 人につき 1 点とし、有資格者の女性技術職員を正規雇用している場合は、1 人につき 1 点とする。（両方に該当する場合は、1 人につき 1 点を上限とする。）ただし、上限を 3 点とする。</p>		
<p>(5) 社会貢献</p>	<p>申請日現在、消防団に所属する消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者を対象に、消防団員 1 人につき 1 点とする。この場合において、三原市消防団員は 3 人まで、三原市外の地域に所属する消防団員は 2 人までとし、上限を 3 点とする。</p>		
<p>(6) 学習制度等 （工種ごとに</p>	<p>ア 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続的専門能力啓発学習制度における企業ごとの申</p>		

適用)	<p>請日の前2年度間の学習単位（C P D S 学習単位数）ごとに次に掲げる点数とする。</p> <p>(ア) 1～19単位，1点</p> <p>(イ) 20～39単位，2点</p> <p>(ウ) 40～59単位，3点</p> <p>(エ) 60～79単位，4点</p> <p>(オ) 80単位～，5点</p> <p>なお，土木工事，舗装工事，とび・土工・コンクリート工事及び水道施設工事に加点する。</p> <p>イ 建築C P D 運営会議の建築C P D（継続能力／職能開発）情報提供制度における企業ごとの申請日の前2年度間の学習時間数（C P D 認定時間数）</p> <p>(ア) 1～19単位，1点</p> <p>(イ) 20～39単位，2点</p> <p>(ウ) 40～59単位，3点</p> <p>(エ) 60～79単位，4点</p> <p>(オ) 80単位～，5点</p> <p>なお，建築一式工事，電気工事及び管工事に加点する。</p> <p>ウ 公益社団法人日本造園学会等において実施される認定制度の造園C P D 認定プログラムに基づくもの及び認定外プログラムを受講した時間を単位に置き換えた，企業ごとの申請日の前2年度間の学習単位数（C P D 学習単位数）</p>		
-----	---	--	--

	<p>(ア) 1～19単位, 1点  (イ) 20～39単位, 2点  (ウ) 40～59単位, 3点  (エ) 60～79単位, 4点  (オ) 80単位～, 5点  なお, 造園工事に加点する。  エ いずれも申請事業者の三原市内にある本店, 支店, 営業所等に所属する有資格者に係るものに限る。</p>		
<p>(7) 協力雇用主 (広島保護観察所登録)</p>	<p>ア 広島更生保護協力雇用主会に登録する協力雇用主である場合は, 1点とする。  イ 登録申請日から過去2年以内の間に同一の保護観察対象者を3か月以上雇用した実績がある場合は, 2点とする。</p>		

別記様式（第3条関係）

年 月 日

三原市長 様

所在地  
商号又は名称  
代表者名

三原市建設工事入札参加資格主観的事項審査申請書

三原市建設工事入札参加資格主観的事項の審査を次のとおり申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。  
また、資格が無くなった場合は、その旨を届け出ます。

申請項目(該当に○)	申請の詳細	評価項目等	添付書類
	—	I S O 9000 シリーズ(1 点)	登録証又は合格書等の写し
	—	I S O 14000 シリーズ(1 点)	登録証又は合格書等の写し
いずれかに○	—	障害者雇用（規定）(1 点)	障害者雇用状況報告書の写し
	—	障害者雇用(1 点)	障害者手帳の写し及び保険証等の写し
いずれかに○	—	少子化対策(届出要)(1 点)	届出書等の写し
	—	少子化対策(届出不要)(1 点)	計画書等の写し
合計 最大 3 点	人数（ 人）	若年労働者の雇用促進(1 点/1 名)	資格者証及び保険証の写し
	人数（ 人）	女性活躍推進(1 点/1 名)	資格者証及び保険証の写し
最大 3 点	人数（ 人）	社会貢献(1 点/1 名)	市町の発行する任命書等の写し及び保険証等の写し
	( 単位： 点)	学習制度（土木）(1～5 点)	学習履歴証明書の写し
	( 単位： 点)	学習制度（建築）(1～5 点)	C P D 実績証明書の写し
	( 単位： 点)	学習制度（造園）(1～5 点)	実施記録登録証明書等の写し
合計 最大 3 点	—	協力雇用主（1 点）	広島保護観察所が発行した証明書(写し可)
	—	3 か月以上の雇用実績（2 点）	広島保護観察所が発行した証明書(写し可)